

目 次

令和3年6月22日（火曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会副委員長報告	3
開会、開議	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
閉会中の継続調査結果報告	7
（総務建設常任委員会）	7
（教育民生常任委員会）	12
委員長報告に対する質疑	15
（総務建設常任委員会）	15
（教育民生常任委員会）	15
休憩（午前10時14分）	15
再開（午前10時25分）	16
議案の上程、提案理由の説明	16
（議案第1号～同意第1号）	
提案理由に対する質疑	23
（議案第1号～同意第1号）	
委員会付託（議案第6号～議案第21号）	25
討論、採決（議案第1号～議案第5号、同意第1号）	26
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	28
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	29
討論、採決（発議第1号）	29
散会（午前11時06分）	29

令和3年6月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 78 号

令和3年6月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年6月17日

土庄町長 三 枝 邦 彦

- 1、期 日 令和3年6月22日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和3年6月22日（火曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、各座席については、間隔をあけて、着席していただくことにしておりますのでご了承ください。また、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。発言後には係員がマイクの消毒を行います。

また、換気のための休憩は、40分程度を目途に取ることにいたしています。短い間隔での休憩となる場合がありますが、ご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さんおはようございます。

それでは、本日令和3年6月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ここです、少しかお話ししたいのは、新庁舎の、皆さん方にもお話ししたとおりでございます、5月の31日に引き渡し式というのが完了いたし、皆さ

んにご案内しています 7 月 4 日、この日に落成式を予定して式典、また内覧会も行う予定でございますが、ただ、新型コロナウイルス対策ということですね、簡素化の状況です、来賓の方も少ない中で、執り行わさせていただきたいなと思っております。

それから、四海こども園でございますけども、四海こども園につきましても新型コロナウイルス感染対策ということですね、行いたいと思っておりますが、6 月 28 日この日が起工式ということになっております。長浜のほうで四海幼稚園、場所は双葉保育所でございますけども、やっとならね、四海の 1 つの正式な四海こども園ということが、完成する運びになりました。予定はですね、来年です。まだ、日にちのほうは決まっておりますが、新年度には間に合う予定ということは聞いておりますので、その運びでいきます。

それから、皆さん方特に気になっているのが、新型コロナウイルスのワクチン予防かなと思っておりますけども、国のほう、県のほうもですね、65 歳以上の方につきましては、7 月末までに完了という話をしておりますが、わが土庄町におきましては、6 月 14 日から 65 歳未満の方の予約受け付けを開始しておりますね、50 歳以上の方につきましては 7 月 2 日をもってですね、この日から予約を受け付けするということにしております。当初よりは、少し早い段階で今、進んでおりますので、皆さん方もぜひ接種のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

それではですね、令和 2 年度の一般会計決算見込みにつきましては、一般会計、歳入合計 130 億 6129 万 2 千円、歳出総額 117 億 2943 万 4 千円となりまして、実質収支 11 億 61 万 8 千円の黒字になる見込みであります。

今後も大型投資事業の実施が続くため、より一層厳しい財政状況になることを見込まれますが、健全な財政の堅持に努めてまいりたいと考えております。

本日、提案の議案につきましては、専決処分の承認については 5 件、補正予算関係が 2 件、条例関係が 8 件、財産処分についてが 1 件、契約関係が 3 件、財産の取得についてが 1 件、人事案件が 1 件、その他 1 件の合計 22 件でございます。

ここです、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、この皆さんの議場をですね、この 6 月議会で使用が最後になります。6 月 25 日をもってですね、50 年余り。昭和 46 年にこの建物ができました。ちょうど半世紀が経ちます。たぶん、この中で多くの議員の皆さん、多くの課長の皆さん、また、いろんな喧々諤々した議論もあったと思っておりますが、ちょっと寂しい感じはするんですけども、ここは 25 日で終わるということで、9 月議会からはですね、新しい庁舎のほうの 4 階という場所で、新しく議会のほうが始まりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、先ほど言いました 22 件についてご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

去る 6 月 15 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営などについてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。本委員会は去る 6 月 15 日、9 時 30 分から委員会室におきまして、6 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 22 日から 25 日までの 4 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査結果について、各常任委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から議案第 21 号及び同意第 1 号の提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 6 号から議案第 21 号を各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第 1 号から議案第 5 号の討論、採決を行います。

続いて、同意第 1 号の採決を行います。

次に、発議第 1 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則を上程し、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

23 日、24 日は休会とし、25 日は付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑をお願いいたします。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 6 月 11 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 6 号から議案第 21 号までの討論、採決をお願いいたします。

最後に、議員の派遣についてと、閉会中の継続調査申し出についての採決を

お願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、6月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は本日より25日までの4日間を予定しております。運営などにつきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年6月22日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（茂木邦夫君）	2 番（鈴木美香君）	3 番（福本達雄君）
4 番（三木俊明君）	5 番（岡野能之君）	6 番（岡本経治君）
7 番（濱野良一君）	8 番（福本耕太君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	教 育 長（下地芳文）
参事兼企画財政課長（鳥井基史）	総 務 課 長（笹山恵子）
出納室兼税務課長（宮原正行）	健康福祉課長（奥村 忠）
住民環境課長（堀 康晴）	建 設 課 長（濱口浩司）
農林水産課長（石床勝則）	商工観光課長（蓮池幹生）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（三木新治）
総務課課長補佐（島原正喜）	企画財政課課長補佐（中村友幸）

議会事務局職員

議会事務局長（渡辺志保）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和3年6月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月22日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 閉会中の継続調査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(什器備品の購入)
- 第 5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(什器備品の購入)
- 第 6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(什器備品の購入)
- 第 7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(什器備品の購入)
- 第 8 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(什器備品の購入)
- 第 9 議案第6号 令和3年度土庄町一般会計補正予算(第1号)
- 第 10 議案第7号 令和3年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 11 議案第8号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 12 議案第9号 土庄町役場の位置を定める条例
- 第 13 議案第10号 土庄町個人番号カードの利用に関する条例
- 第 14 議案第11号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第12号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第13号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第14号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第15号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第16号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第17号 財産の処分について
- 第 21 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 第 22 議案第19号 工事請負契約の締結について
- 第 23 議案第20号 工事請負契約の締結について
- 第 24 議案第21号 消防自動車の購入について
- 第 25 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 26 発議第1号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則

開会、開議

○議長（高橋正博君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（高橋正博君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。お手元に印刷配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（高橋正博君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において11番 木場隆司君、1番 茂木邦夫君を指名いたします。

会期の決定

○議長（高橋正博君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、6月22日から6月25日までの4日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月25日までの4日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（高橋正博君）

日程第3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 岡野能之君。

○総務建設常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の令和3年5月26日と6月8日に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

5月26日に、総務課より新庁舎に必要な備品購入について説明がありました。

庁舎の什器・家具等の備品購入については、町内業者のうち主に什器備品・消耗品・パソコン関連の卸売業者3社と、卸売を手掛けている家具店3社の計6社から見積り入札を行った。

落札者の決定方法は備品のグループをA～Eの5グループに分割し、落札がひとつの業者に集中しないよう一抜け方式を採り、Aから順に最低価格の業者を落札者とし1グループごとに業者を決定した。

それぞれ取得価格が700万円を超えているため、本来なら議決案件だが発注から納品までの手配の関係から専決でお願いしたいとの説明がありました。

委員より、今回の入札方式の全国的な事例やこの方式に決定した経緯について質問があり、工期の関係と50年に一度の一大プロジェクトであることから、1つの業者に偏らないよう一抜け方式とした。当町でもこの方式で決めた事例があると回答がありました。

続いて、6月8日の委員会では3点の議題がありました。

まず、庁舎建設事業の進捗について5月31日に庁舎の引き渡しを受けた。新庁舎は庁舎棟、庁舎西館（旧診療所棟）、やすらぎプラザの3棟を庁舎として建築確認申請しており、令和4年2月末にやすらぎプラザの改修が終わってから庁舎全体の完了検査を行う。庁舎棟、西館は7月26日の開庁を予定しているため、県に仮使用の許可を得て使用するとのこと。

庁舎棟とやすらぎプラザは、2階の渡り廊下で連結しており健康福祉課と直結するレイアウトとしている。なお、住民サービスの向上のため1階に健康福祉課の作業スペースを配置し、従来の窓口業務などに対応できる体制を整えているとの説明がありました。

また、新庁舎における電話機には録音機能が備わっており、住民サービスの

向上のため、まずは総務課、税務課で自動通話録音を計画しているとのことです。

続いて、債権管理室の廃止について説明がありました。

債権管理室は設置から10年が経過し、滞納債権の回収が進んだ結果、業務量が少なくなっていること、人事異動により債権回収のノウハウを持った職員が債権管理室や税務課以外に配置されていることから、滞納債権の管理は税務課を中心に各債権担当課が所管する体制とし、債権管理室を廃止したいと説明がありました。

委員より廃止は理解できるが、専門的な人が寄り添って相談することによって回収率が上がってきたと思うので、そのあたりはどう考えているかとの質問があり、債権管理室としては廃止となるが債権の相談の事例や、対策会議の事務局を税務課に移して対応していくとの回答がありました。

続いて、例規改正の方式について説明があり条例等を改正の際に、現在、土庄町が使っている「改め文方式」を「新旧対照表方式」に改めたいと説明がありました。理由としては「新旧対照表方式」は改正箇所が分かりやすいなどのメリットがあるほか、香川県もすでにこの方式に移行しており、国も新旧対照表方式による改正を積極的に推進していることによるものです。

続いて、企画財政課より辺地に係る総合整備計画の変更について、対象事業に辺地対策事業債を活用するため計画の変更をすると説明がありました。変更内容は、四海分団のポンプ車購入事業の追加及び沖之島架橋の進捗状況に合わせた事業費の変更です。辺地対策事業債については充当率100%、普通交付税算入率80%となっているとの説明がありました。

次に、地域おこし協力隊について説明がありました。活動期間を3年とし、地域や産業等の活性化、新たな魅力等の掘り起こしなどにつなげるために協力隊を採用しており、現在の隊員数は5名であるとのことです。

今年度は、畜産業振興（小豆島オリーブ牛関係）と水産業振興に1名ずつ採用予定。今後の募集予定としては、豊島地区の農業振興1名、域学連携と移住・定住促進活動において1名を募集する予定であると説明がありました。

委員より、今まで町では地域おこし協力隊の意見を取り入れてどのようなことをしてきたかとの質問があり、昨年度は、移住・定住に関しては促進活動の一環としてNPO法人T o t i e（トティエ）と連携して島暮らしの手引きや、空き家の掘り起こしを行うため、空き家の所有者を対象に今後の利活用について「おうちスマイルハンドブック」という冊子を作って発行したとの回答がありました。

委員より、活動期間が終わった人のうち何人ぐらいがこちらに残っているのかとの質問に対し、これまでに3名の方が卒業し3名とも土庄町に在住してい

るとの回答がありました。

また、農業の分野で中心となって農業で生活できる仕組みを作ったり、水産業において加工に取り組んでもらうなど、産業を下支えできるような地域おこし協力隊を募集して土庄町で活躍してほしいとの意見があり、的を絞った内容で募集をかけるようにしたいとの回答がありました。

続いて、ふるさと納税について報告がありました。令和 2 年度の実績は、寄附件数 1 万 3058 件、寄付金額 2 億 194 万 2 千円で、令和元年度と比較すると件数で約 1.8 倍、寄付金額で約 1.7 倍の増となっている。

令和 2 年度については寄付を増やすため、ポータルサイトを 3 サイトから 10 サイトに増設した。登録事業所及び品目数は 52 事業所、402 品目となっている。今年度は、さらなる寄付の増加を目指し 7 月に JAL、8 月に三越伊勢丹のポータルサイトを増設予定のほか、町独自のポータルサイト開設も検討しているとの説明がありました。

委員より、ふるさと納税の制度を使って小豆島、土庄町の良さを発信していく考えはないのかとの質問があり、町長からお礼状を送付していたが件数が多くなり、やり方を変えることにした。今後は PR も兼ねて返礼品の送付の際に、一部の業者にパンフレットを入れてもらうことなどを考えているとのこと。

委員より、郵便局の見守りサービスをふるさと納税にしている例もあるが、「もの」ではなく「こと」のふるさと納税を行う考え方はないのかとの質問があり、土庄町も導入できるよう手続きを進めているとの回答がありました。

また、リピート率について質問があり、1.5 割ぐらいとの回答に対してリピーターの方に商品の希望調査をするなど、情報を分析してデータ化してほしいとの意見がありました。

次に、建設課より沖之島離島架橋事業について説明がありました。

前回の委員会で説明のあった懸案事項 3 点について、四海漁業協同組合の総会で意見を伺った。

1 点目の仮設栈橋設置施工に伴い、漁船の通行ができなくなることについては可決された。2 点目の漁港内での土砂処分については、漁港内の濁りに対して反対意見があり否決された。3 点目の海苔時期での港内での工事施工については、海苔養殖業者に工事施工の際に相談するという事で可決された。

否決となった土砂処分については観音寺港に埋立処分していたが、受け入れが終了したため、他県で処分をすることになれば費用がかかる。四海漁業協同組合から、他の場所の提案があったので現在、調査を行っているとの説明がありました。

現在、香川県に工事発注の設計書作成を依頼しており、仮設栈橋設置・仮締切工・橋梁下部工のうち予算の範囲内でどこまでの範囲が施工可能か、積算し

ている状況である。令和3年度予算としては、事業費4億6300万円の交付決定を受けた。国からの交付金は事業費の3分の2で3億866万6千円との報告がありました。

次に、刈崎都市下水路事業について大谷ポンプ場新設工事は、今年度「自動除塵機1台」「し渣搬出機1台」及び「架台1式」の整備を予定しているとの説明がありました。

また、近隣住民から指摘のあった箇所が完了し、3月下旬に家屋等の事後調査を実施した。現在、調査結果をもとに補償費の算定を行い、関係者との交渉を行っているとの報告がありました。

次に、大木戸住宅改修事業については、今年度はT-2棟の内部改修工事と電気設備及び給排水設備の改善を実施するとの報告がありました。

次に、王子前分譲地の売却については、昨年度、当初の売却価格の改正を行い、一般競争入札による売却を行ったが応札はなかった。その後、令和3年3月1日より予定価格を売却価格として先着順公募により売却を行った結果、買受申込書の提出があった。対象地の面積は312.34平方メートル、売却価格は1250万円である。

今後も未売却地の早期売却を目指して、ホームページや広報紙等による周知に努めるとの報告がありました。

続いて商工観光課より4点説明がありました。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策については、4月からの給付実績について報告がありました。

宿泊業に対する応援給付金は59件、1570万円、飲食業が106件、2120万円、宿泊業・飲食業の関連事業者については72件、1080万円の給付を行い、総額4775万円を給付したとのことです。

委員より、対象となる事業者には、おおむね給付できているのかとの質問があり、宿泊事業者は9割以上、飲食業は6割、関連事業者については7割以上の申請があったとの回答がありました。

次に、2点目のブランド推進委員会については、現在の予算について協議を行った現状報告と今年度の予定について説明がありました。

事業は総額3600万円で、半分が国庫補助で残りの1800万円を両町が負担するため、土庄町は900万円を一般財源から負担することになるとのことです。

また、事業の予算について、再編案に基づいて増減額の説明がありました。

今年度は3つの事業と事務局の立ち上げを行う。一つは物販・商品開発。これは、島内の飲食、物販、生産事業者を取りまとめ、ポップアップストアなど実施しながら、島外への進出について試行するものである。

2つ目は、観光・体験コンテンツであり、島内の体験コンテンツを商品化し、

連携イベントの企画、販促、販売事業を行う。製造事業者と連携しながら、農地や工場見学といったコンテンツを発掘し、コンテンツを作る予定である。

3つ目は、モビリティチームで、これはバンライフ事業である。さらに、体験スポットの企画、実行も進める。事務局は、3つの事業管理などを統括し、開発予定のアプリの管理なども行う予定であるとの説明がありました。

私も、小豆島ブランド推進委員会の一委員として、議長はオブザーバーとして、会議に参加していますが、責任の所在やアプリの周知方法についての不明点がありましたので担当課に伝えました。その件については町からブランド推進委員会に質問しておりますので、回答について執行部に説明を求めたところ、質問と回答がずれているところがあり、現在、執行部で精査し、改めて確認するとの回答がありました。

また、委員より3年の計画であるが、期間短縮や計画を途中で中止できるのかという質問があり、事業費が下がることについてはかまわないという確認は県から得ている。ただ、3年間継続で申請したのに、2年目以降取り下げることについては両町とも協議する中で改めて県、国に確認すると回答がありました。

次に、地域雇用活性化推進事業について説明がありました。

事業規模は各年度4000万円、期間は3年以内、ただし複数の市町村で行う場合は2000万円の上乗せがあるため、最大で合計1億8000万円の予算規模となる。全額、国の補助となるので町の負担はないとのこと。

3つの事業があり、1つ目が事業所向けに、既存事業所の魅力向上や事業拡大の取り組みを行うもの。2つ目が求職者向けの人材育成事業。3つ目は、事業者、求職者を面接会などでつなげる事業である。また移住者の就業確保の側面もあるとのこと。

組織体制は「地域雇用創造協議会（仮称）」を立ち上げ、両町及び両町商工会などが入る。事務局は、郡の雇用対策協議会の事務局であるNPO法人T o t i e（トティエ）が担う。6月11日に申請予定で、採択結果は8月下旬、採択されれば10月からの事業開始となる。また、町長からはブランド推進委員会と内容が重なる部分もあるので精査する必要があるとの説明がありました。

委員より、企業の力をつけることも必要だが、移住目的で就業者を募り定住してもらうには、教育、福祉、医療の充実が必要だ。これらにこの事業が使えるのかとの質問があり、福祉関係の施設が人材育成や事業所の魅力を伝えていくことも支援対象になるため、この事業をうまく使ってほしいとの回答がありました。

また、議会への説明時期が申請の直前で短すぎる。始めようとする前に早めに議会へ説明してほしいとの意見がありました。

また、商工観光課所管の今後の主なイベント状況について報告があり、8月4

日の小豆島まつりは中止となったほか、主催以外のイベントではパワーボートレースワールドカップが延期となったとの報告がありました。

その他、エンジェルロードへの進入路については通常通り通行ができる契約を締結しているとの報告がありました。

続いて、農林水産課より次世代産業育成モデル事業について説明がありました。

3月31日付で、カトーレック株式会社と小豆島やさい工場の使用契約が終了となったため、新たな事業者を公募したが応募者はなかった。現在は、工場の機能を停止し、電気・水道等は解約しているとのこと。

また、カトーレックの撤退理由の一つである虫対策について、調査の結果、建物の改修費に約100万円、空調施設改修に約250万必要であるが、工事によって完全に解決するものではなく、町としても保証のない工事を行うこともできないため、現状施設での賃借を考えている。

現在、金融機関、大学等との協議や依頼により業者の掘り起こしを行っている。また、7月から9月にかけてホームページや広報で公募するが、応募がなければ場合によっては貸出条件の見直し等を行い、再度公募していきたい。その後は、年2回程度を目標に繰り返し公募する予定としている。

工場の停止期間によっては、貸し出す前に工場内の施設機器のメンテナンスを行う必要があるので、今後補正で対応する予定であると説明がありました。

以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

閉会中の令和3年6月8日に教育民生常任委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

はじめに、教育総務課から新型コロナウイルス感染症対策について説明がありました。

①教育支援体制の確保のため、先生を週2回雇用して学びの保障を充実させる。土庄小学校2名、豊島小学校1名、豊島中学校1名、合計4名を雇用するとのこと。

②安全安心な教育環境の確保のため、各小中学校や子ども園に空気清浄機、消毒液、エプロン、手袋などを購入する。

③修学旅行キャンセル料の補助を行う。臨時交付金を財源とするとのこと。

委員から、保護者や子どもたちに感染者が出たときの対応について質問があり、休校期間、消毒時期等を協議し保護者へ迅速に連絡をするという流れになる。対応は、関係者において共通理解していると回答がありました。

委員から、意思疎通を図り、みんなで子どもを守る体制づくりをしてほしいとの意見がありました。

また、東洋紡跡地公園の名称が「こどもさくら公園」に決定したこと、6月28日の総合教育会議において、土庄町教育基本大綱の改正を行うことなどについて報告がありました。委員から、教育基本大綱について議会へ報告していなかったことに対する指摘があり、今後は改正時に委員会に報告するとのことでした。

続いて、生涯学習課から東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン交流事業を中止すると報告がありました。

ホストタウン交流事業は、参加する国・地域との交流、地域の活性化を目的としており、土庄町は、島国で気候等が似ている「マルタ共和国」のホストタウンになっています。中止の理由としては、オリンピック開催が1年延期されたことを受け、選手等受け入れマニュアルの作成など具体的な感染対策に取り組んできましたが、マルタ共和国オリンピック委員会から、新型コロナウイルス感染症への対応が難しいこと、出場選手が未定であることなどから開催期間中の交流事業について辞退の申し出があり、町としても現在の感染状況では実施は難しいと判断したと説明がありました。

今後の交流については、相手国と協議を行いながら可能な形で進めていきたいとのことであります。

続いて、健康福祉課から新型コロナウイルスワクチン接種の状況について説明がありました。

6月1日から65歳以上の全ての方を対象に、予約受け付けを行っている。集団接種枠については、豊島地区を除き、7月末までに3550人が2回の接種を受けられる枠を用意している。個別接種では、小豆郡全体では1週当たり1392回、町内の3医療機関では1週あたり480回の枠があると説明がありました。

また、豊島地区については、5月下旬に16歳以上を対象に一回目の接種を行っており、二回目を6月中旬に実施する予定であると説明がありました。

町全体の最新の接種実績は、6月4日現在で、65歳以上の方のうち1回以上の接種を受けた方が2007人、33.66%で、65歳以上の接種は7月末までに終了できる見込みとのことでした。

64歳以下については、60歳から64歳の方の受け付けを6月中旬から開始する。59歳以下の方についても年齢でグループ分けをして、順次進め、できるだけ早期に終了できるように小豆郡医師会や小豆島町と協力して進めていきたいと

説明がありました。

委員から、ワクチンの無駄は出ていないのかとの質問があり、急なキャンセルの場合は、消防や介護事業所の方に来てもらっているほか、子ども園の先生にも協力をお願いしており、無駄は出ていないと回答がありました。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金事業について説明がありました。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯へ給付するものです。支給対象者は、町民税均等割が非課税で、令和3年3月31日時点において18歳未満の方、障がいを持っている場合は20歳までを養育する世帯である。支給額は、1人5万円で、200名を見込んでいるとのことでした。

児童手当や特別児童扶養手当の受給者は、町で把握できるため申請不要だが、児童手当を受給していない高校生のみを養育している世帯は、申請が必要である。7月から8月中に支給できるよう進めていくと説明がありました。

委員より、申請が必要な高校生のみを養育している世帯について、申請もれがないよう対策はしているかとの質問があり、県を通じて高校に依頼をかける予定であり、できる限り漏れがないようにしたいと回答がありました。

次に、住民環境課から土庄町ごみ取扱い手数料の変更について説明がありました。

土庄町の不燃ごみの直接搬入の手数料は、軽トラック1車が330円と、他市町と比較して非常に安価である。粗大ごみを軽トラックに積んだとすると、粗大ごみシール7～10枚分の量が積めることや、最近値上げをした綾川町を参考に、1650円に改定したいと説明がありました。

また、指定ごみ袋のうち、不燃ごみについては、他市町との金額の比較と消費税増額分を手数料に反映させたい。可燃ごみの指定袋は、消費税分の値上げを考えている。値上げにより、町民の方に負担を強いることは心苦しいが、住民サービスの維持には必要と考えていると説明がありました。

委員から、不燃ごみの直接搬入手数料について330円から1650円へ一気に引き上げることは違和感がある、段階的に上げていくほうが町民理解も得られやすいのではないか、考慮してほしいという意見がありました。

次に、豊島斎場の閉鎖について説明がありました。豊島斎場は操業開始から30年以上が経過している。利用者も減少の一途をたどっており、維持費や修繕費用もかかることから、自治会長と協議の結果、閉鎖することです。

委員から、閉鎖後、建物は解体するのかとの質問があり、今のところそのまま置いておく予定であると回答がありました。

次に、一般廃棄物最終処分場の進捗状況について報告がありました。

現在、候補地を選定中である。候補地の条件としては、海面上昇による津波・

高潮浸水区域の変更も予想されるので、海岸から比較的近く、かつ、海抜が 5 m以上、面積は 1 万㎡、場合によっては隣地を買収して拡張性のある場所であること、プール型の処分場が理想であるため、地盤から 10m程度は掘削できることが最適な条件であると説明がありました。

委員より、これから選定するというのは、前回から何も進んでいないのと同じだ。最終処分場を建設するのだったら、今着工しても間に合わない状況なのだから、悠長に構えている時期ではないのではないかとの意見があり、委員会としても次の委員会では何らかの進捗を報告するよう求めました。

また、委員より、プール型の処分場が理想とのことだが、平地で候補地を考えているのかとの質問に対し、平地だけを探しているわけではないが、プール型は埋めた後にコンクリートを入れることによって、水処理施設が不要なため、拡張して同じようなものを作っていけば投資が少なくて済むメリットがある。谷あいの場合も造成することになると思うと回答がありました。

以上で、閉会中に開催された教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで、暫時休憩いたします。再開は、10時25分といたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時25分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～同意第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（什器備品の購入）の件から、日程第25、同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

私から、議案第1号から議案第5号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。審議資料は、1ページになります。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「財産の取得」について令和 3 年 5 月 25 日、専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

新庁舎建設に伴う備品等の整備のため、什器備品等を購入することにしようとするものでございます。以下、議案第 5 号まで同様でございます。

議案第 1 号につきましては、事務机 178 台、事務いす 181 脚を 1461 万 5381 円で株式会社吉岡金庫 代表取締役 吉岡正樹から購入するものです。

次に議案書の 3 ページをお開きください。審議資料は 2 ページになります。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「財産の取得」について令和 3 年 5 月 25 日、専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

次のページになります。

会議机 63 台、会議いす 346 脚、事務机 26 台、事務いす 12 脚を 1074 万 5614 円で有限会社信和機器商会 代表取締役 池本信次から購入するものです。

次に議案書の 5 ページをご覧ください。審議資料は 3 ページになります。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「財産の取得」について令和 3 年 5 月 25 日、専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

3 段キャビネット 174 台を 970 万 9018 円で株式会社西崎家具店 代表取締役 西崎雅司から購入するものです。

次に議案書の 7 ページをご覧ください。審議資料は 4 ページになります。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「財産の取得」について令和 3 年 5 月 25 日、専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

スチールロッカー 123 台を 835 万 8405 円で有限会社米原家具 代表取締役 米原隆から購入するものです。

次に議案書の 9 ページをご覧ください。審議資料は 5 ページになります。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により「財産の取得」について令和 3 年 5 月 25 日、専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。

ソファ 6 台、角テーブル 6 台、3 連更衣ロッカー 69 台、応接セット 5 組、家

具机 5 台、会議机 2 台、議場等いす 36 脚を 972 万 6200 円で株式会社鶴亀家具店 代表取締役 久川正剛から購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

それでは、補正予算につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の 11 ページをお開きください。

議案第 6 号 令和 3 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。歳出としまして 24 ページ、25 ページをお願いします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、6 目 財産管理費の土庄町庁舎建設事業 270 万 3 千円は、職員の駐車場用地として使用する旧土庄高校 3 号館の裏側の敷地嵩上げ用として、新庁舎建設時に杭及び基礎のために掘削した残土を利用する工区④外構工事の変更増の計上でございます。

7 目 企画費の離島振興事業▲510 万 2 千円は、離島航路運営費等補助金の国の補助額が確定したことを受け町の補助額が確定し、当初予算から減額するものでございます。

続いて、域学連携交流事業 154 万円は、夢すび館にウイルス除菌空気清浄機 5 台を設置する費用です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降、コロナ臨交金と申します。を充当いたします。

9 目 自治振興費の自治振興助成事業 450 万円は、大木戸自治会が緊急避難場所としている土庄八幡神社に簡易トイレを設置する費用 200 万円、伊喜末自治会が秋祭り太鼓台奉納の乗り子の衣装など備品を整備する費用 250 万円の計上でございます。いずれも財源としまして全額コミュニティ助成金、宝くじ助成を充当いたします。下段にまいります。

3 款 民生費、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の未熟児養育医療費支給事業 12 万 1 千円は、令和元年度に受け入れした国費の精算に係る返還金でございます。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金事業 1079 万 4 千円は、新型コロナウイルス感染拡大が長期化する中、低所得者の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国が児童一人当たり一律 5 万円を支給する決定がなされ、これに伴う支給事業でございます。全額、国費を充当いたします。

続いて、9 目 こども園費の四海こども園建設事業 215 万 5 千円は、建設予定地において支障となる配電線路を移転する補償金費用の計上でございます。

26 ページ、27 ページの上段にまいります。

10 目 放課後児童クラブ費は、放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブ運営委託先 2 団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策経費を当初予算で計上しておりますが、コロナ臨交金を充当するため 20 万円の財源更正をいたします。下段にまいります。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の新型コロナウイルスワクチン予防接種事業 5112 万 4 千円は、早期にワクチン接種を実施するため費用の増額でございます。財源は接種に要する経費 3028 万 4 千円が国庫負担金、接種体制確保に要する経費 2084 万円が県補助金として措置されます。

28 ページ、29 ページの上段にまいります。

7 款 商工費、1 項 商工費、3 目 観光費は、離島活性化交付金の採択により、地域資源活性化事業において 46 万 2 千円、小豆島とのおしよ町ふるさと応援大使事業において 151 万 4 千円、合わせまして 197 万 6 千円の財源更正をいたしております。中段にまいります。

9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団施設維持管理費 69 万 1 千円は、湊崎分団屯所の待機スペースが狭く、コロナ禍において災害等での待機の際に 3 蜜状態となっております。この状況を解消するため湊崎公民館跡 2 階部分を消防団員待機時の分散場所とするための整備費用の計上でございます。全額、コロナ臨交金を活用いたします。下段にまいります。

10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の教育振興事業 423 万円は、各小・中学校への新型コロナウイルス感染症対策経費として空気清浄機など需用費 80 万円、備品購入費 280 万円、合計 360 万円の補正でございます。財源としまして県補助金 180 万円、コロナ臨交金 180 万円を充当いたします。

また、各小学校に配布する「電気の利用に関するプログラミング実験セット」の購入費 63 万円の計上でございます。財源としまして県補助金 63 万円を充当いたします。

30 ページ、31 ページの上段にまいります。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校維持管理費 6 万 7 千円は、ICT を活用した教育を進めるための「授業目的公衆送信補償金制度の開始」に伴う補償金の計上であります。普通交付税措置が予定されております。

中段、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校維持管理費 5 万 3 千円は、小学校と同様に ICT を活用した教育を進めるための「授業目的公衆送信補償金制度の開始」に伴う補償金の計上であります。普通交付税措置が予定されております。下段にまいります。

4 項 社会教育費、1 目 社会教育総務費の社会教育振興事業 27 万 5 千円は、前年度に総合会館、高見山グラウンド、中央公民館の本年度使用申請および使

用料を納付済みの者が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により使用をキャンセルした場合に必要な還付金の計上をいたしております。

11 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 7315 万 1 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと 98 億 6715 万 1 千円となります。

次に、33 ページをお開きください。

議案第 7 号 令和 3 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。歳出としまして 42 ページ、43 ページをお願いします。

2 款 サービス事業費、1 項 居宅介護支援事業費、1 目 居宅介護支援事業費の職員給与費及び居宅介護支援事業は、当初予算では再任用職員として採用を見込んでおりました職員が、会計年度任用職員での採用となったことにより、関係経費の組み替え及び、昇給誤りによる報酬と期末手当の増額補正により、差し引き 5 万 8 千円の計上でございます。居宅介護サービス計画費収入を充当いたします。

33 ページにお戻りください。

以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 5 万 8 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 9300 万 2 千円となります。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案書 45 ページをご覧ください。

議案第 8 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては、46 ページから 47 ページになります。

変更箇所については下線を引いておりますので、ご覧ください。

続きまして、議案書 48 ページをご覧ください。

議案第 9 号 土庄町役場の位置を定める条例でございます。

新庁舎への移転にともない本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書 49 ページをご覧ください。

議案第 10 号 土庄町個人番号カードの利用に関する条例でございます。

新庁舎における町職員の出退勤及び庁舎の入退室の管理について、個人番号カードを利用するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案書 50 ページをご覧ください。審議資料は 6 ページになります。

議案第 11 号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 51 ページから 52 ページをご覧ください。審議資料は 7 ページから 8 ページになります。

議案第 12 号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

土庄町防災行政無線デジタル化整備工事完了に伴い、固定系アナログ無線、移動系アナログ無線を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 53 ページをご覧ください。審議資料は 9 ページから 10 ページになります。

議案第 13 号 土庄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号被保険者の保険料の減免について、国の財政支援が延長となったため、また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 54 ページをご覧ください。審議資料は 11 ページになります。

議案第 14 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に対応するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 55 ページをご覧ください。審議資料は 12 ページになります。

議案第 15 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの再交付手数料に関する規定について、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書 56 ページをご覧ください。審議資料は 13 ページになります。

議案第 16 号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大部地区集会所の建て替えに伴い住所が変更となったため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案書の 57 ページをお開きください。審議資料は 14 ページになります。

議案第 17 号 財産の処分については、王子前埋立分譲地のうち土庄町字洲鼻甲 267 番 120 の 1 筆、312.34 平方メートルを 1250 万円で処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書の 58 ページをお開きください。審議資料は 15 ページから 16 ページになります。

議案第 18 号 工事請負契約の締結についてでございます。これは、浜崎都市下水路事業、大谷ポンプ場機械設備新設工事を契約金額 7700 万円で、平成機工株式会社 代表取締役 真嶋秀樹と契約しようとするものでございます。

議案書の 59 ページをご覧ください。審議資料は 17 ページから 18 ページになります。

議案第 19 号 工事請負契約の締結についてでございます。令和 3 年度、大木戸住宅 T-2 棟住戸改善建築工事を契約金額 6542 万 8 千円で、株式会社佐伯工務店 代表取締役 佐伯透と契約しようとするものでございます。

次に、60 ページをお開きください。審議資料は 19 ページから 22 ページになります。

議案第 20 号 工事請負契約の締結については、四海こども園建設工事を契約金額 1 億 2595 万円で、有限会社木曾工務店 代表取締役 木曾敏邦と契約しようとするものでございます。

続きまして議案書の 61 ページをご覧ください。審議資料は 23 ページになります。

議案第 21 号 消防自動車の購入についてでございます。

老朽化による更新のため、消防自動車 1 台を金額 2395 万 4700 円で、有限会社カードック岡田 代表取締役 岡田謙司から購入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、同意第 1 号でございますけども、議案書の 62 ページ、一番最後をお願いいたします。

同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

提案理由につきましては、現委員の坂本正樹氏が令和 3 年 6 月 28 日をもって任期満了となるので、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものでござ

います。住所につきましては土庄町伊喜末 2009 番地、坂本正樹氏、昭和 27 年 10 月 28 日。

あと、略歴等につきましては 62 ページに記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から同意第 1 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 6 号から議案第 21 号は、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

議案第 10 号について、質問いたします。本件については、私が、教育民生常任委員会に所属しておりますことから、総務建設常任委員会で取り扱う内容となっておりますので、質問ができないという立場から、質疑をさせていただきたいと思っております。

議案第 10 号 土庄町個人番号カードの利用に関する条例についての質疑を行います。麻生太郎財務大臣が国会で答弁しているように、マイナンバーカードを作成するかどうかは個人の自由意思に基づく決定であります。たとえ、公務員、町職員といえども、町長や管理職から職員、部下に対しマイナンバーカードの作成を強制したり、作成しない職員を脅迫したり、圧力をかけたりすることは、あってはなりません。そこで、本条例の提案にあたり 3 点質問したいと思っております。

まず、1 つ目がですね、業務上のいかなる理由をもっていても、職員に対しマイナンバーカードを作成するよう強制することは法律違反であり、パワハラになるということを明確に答弁してください。それが 1 つ目です。

2 つ目は、マイナンバーカードを作らない、持たない職員の出勤及び退勤の管理事務。それから、2 つ目の庁舎の入室及び退室の管理事務はどのようになるの

か。その方法について、明確にお答えください。

それから、3番目は1番目と関連しますけども、マイナンバーカードを作らない、持たない職員が業務上、不便になったり、不利になったりすることがないかどうかをお尋ねいたします。答弁求めます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の業務上の作成を強制することについてはパワハラになるのではないかという質問でございますが、あくまでも、今回の条例制定にあたり、職員に対し個人番号カードの取得を強制するものではありません。福本議員のおっしゃる通りマイナンバーカードの取得について、強制をすることは人事担当から、あと、町の政策としてもできるものではございません。そちらの認識は十分もっております。

また、2番目の持たない職員の管理、入退室に対しての事務の手続きでございますが、個人番号カードを持たない職員に対しては専用のICカードを配布することによって、この入退室管理及び勤退管理については対応してまいりょうな準備をしております。

また、3番目のマイナンバーカードを持たない職員に対する、対応でございますが今、申し上げたのと同じように常に強制をするものではなく、職員の必要に応じてカードを取得していただくというふうな形で進めてまいっているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

1つ目の答弁については、明確にご答弁がありました。ありがとうございます。はっきりと分かりましたので。

それから、2つ目、3つ目なんですけども、ICカードということが出てきましたけども、ICカードとマイナンバーカードの間に差というか違い、利用上の違いというのは存在するのでしょうか。先ほど言いましたけど、ICカードだったら不便になるとか、仕事がしにくくなる、不利になるといったことは、起こらないのでしょうか。システム上のことで答えていただけるのであれば、そちらのほうで専門的に答えていただけるほうがありがたいです。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、お答えし損ねておりましたが、マイナンバーカードを持たない職員に対して配布するＩＣカードによっても、あくまでもマイナンバーカードにつきましても、空き領域を利用するというかたちでの今回の条例作成でございますので、利用にあたっては町のほうから配布するＩＣカードによりましても、不便とか差異が生じるものではございません。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

８番 福本耕太君。

○８番（福本耕太君）

それではですね、はっきりと申し上げましてＩＣカードがあつたら、マイナンバーカードがなくても普通に仕事ができるということですね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋正博君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第１号から同意第１号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第６号～議案第２１号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、議題となっております、議案第６号から議案第２１号の各議案については、土庄町議会会議規則第３８条第１項の規定により、所管の委員会に付託いたします。

これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号から議案第２１号の各議案については、所管の委員会に付託することと決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

討論、採決（議案第1号～議案第5号、同意第1号）

○議長（高橋正博君）

これより、討論、採決を行います。

日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（什器備品の購入）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第1号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（高橋正博君）

日程第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（什器備品の購入）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第2号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（高橋正博君）

日程第6、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（什器備品の購

入) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 3 号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長 (高橋正博君)

日程第 7、議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて (什器備品の購入) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 4 号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋正博君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長 (高橋正博君)

日程第 8、議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて (什器備品の購入) についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (高橋正博君)

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 5 号を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 25、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については
討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上げ、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 26、発議第 1 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則については
議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

4 番 三木俊明君。

○4 番（三木俊明君）

発議第 1 号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を
させていただきます。

本議案を別紙のとおり、土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定
により提出いたします。

提案理由といたしましては、議会の議員が活動しやすい環境整備の一環とし
て出産、育児、介護などに配慮するため、議会への欠席事由の整備及び産前、
産後の欠席期間を規定するとともに、請願者の利便性向上のため請願者手続き
における押印の義務付けの見直しをしようとするものでございます。

また、議会タブレット導入にあたり、議場におけるタブレットの使用に関す

る規定を追加しようとするものでございます。
以上でございます。

○議長（高橋正博君）
これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（高橋正博君）
ただ今、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。
(発言者なし)

○議長（高橋正博君）
ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第1号）

○議長（高橋正博君）
発議第1号 土庄町議会会議規則の一部を改正する規則について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
発議第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会

○議長（高橋正博君）
以上もちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、11時20分より委員会室において、総務建設常任委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

散 会 午前 11 時 06 分